

計算書類に対する注記（法人全体用）

- 1 継続事業の前提に関する注記
該当なし
- 2 重要な会計方針
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ア 建物 定額法
- イ 建物付属設備 定率法（平成28年4月1日以後に取得したものについては定額法による。）
- ウ 構築物 定率法（平成28年4月1日以後に取得したものについては定額法による。）
- エ 車両運搬具 定率法
- オ 器具及び備品 定率法
- カ ソフトウェア 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ア 賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- 3 重要な会計方針の変更
該当なし
- 4 法人で採用する退職給付制度
企業型確定拠出年金制度に加入している。
- 5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類
（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表
（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では、事業区分が社会福祉事業のみであるため省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、拠点区分が1つであるため省略している。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア オレンジノート拠点（社会福祉事業）
- (ア) 法人本部
- (イ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (エ) 知的障がい者及び障がい児の相談支援事業
- 6 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 (単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	22,758,757	0	0	22,758,757
建物	38,549,104	0	2,988,138	35,560,966
合計	61,307,861	0	2,988,138	58,319,723

7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8 担保に供している資産

(1) 担保に供されている資産
該当なし

(2) 担保している債務の種類及び金額
該当なし

9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産	50,882,454	15,321,488	35,560,966
建物（基本財産）	50,882,454	15,321,488	35,560,966
その他の固定資産	49,330,860	35,609,778	13,721,082
建物	5,196,806	4,549,486	647,320
構築物	9,135,400	4,492,257	4,643,143
車輛運搬具	22,780,370	17,522,676	5,257,694
器具及び備品	12,218,284	9,045,359	3,172,925
合計	100,213,314	50,931,266	49,282,048

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	17,864,563	0	17,864,563
合計	17,864,563	0	17,864,563

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12 関連当事者との取引の内容

(1) 関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事実上の関係				

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
該当なし

13 重要な偶発債務
該当なし

14 重要な後発事象

令和6年度に、オレンジノート環境整備事業として防災作業棟（板野郡上板町佐藤塚字東386番地16）の新築を予定。

15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

16 その他法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 基本財産の増加に関する事項を規定するとして定款の一部を変更

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算を財源とする賃金改善を明文化するとして就業規則の一部を改正

(3) 現金管理の条項を追加するとして利用者預り金管理規程の一部を改正